

2021 北海道最賃情報

2021年10月1日〈No. 6〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

2021年度地域最賃は

10月1日から**889円**ですヨ

給料明細をしっかりチェック！

—最低賃金の周知街宣を実施—

10月1日から北海道地域最低賃金が昨年比28円引き上げられ889円に改定されることから、連合北海道は1日、札幌駅西口・紀伊國屋書店前で最低賃金改定の周知街頭宣伝行動を行い、マイクで「最低賃金は今日から889円です」等と市民に呼びかけた。

また、連合北海道と各地域協議会が10月4日と5日に予定している「最賃集中労働相談ホットライン」の実施についても周知した。

周知街宣では連合北海道の齊藤副事務局長、山田組織労働局長、佐々木組織対策局長が、「全ての労働者が適用となり、最賃額を下回る賃金は法律違反となる。自分の賃金がいくらになっているか、給与明細をしっかりとチェックしてほしい。疑問があれば連合へ相談を」と市民に呼びかけた。この他、札幌市内では住宅地でチラシのポスティングを行い、周知を図った。



北海道労働局は最低賃金の履行確保を図るために例年、事業所を対象とした監督指導を行っているが、昨年1～3月に実施した集中指導では、実施した道内1064事業所のうち、最低賃金額未満の賃金で労働者を雇用していた事業場は前年比0.8%増の101事業場。また、最低賃金額未満で雇用されていた労働者数は239人で、そのうち52.3%がパート・アルバイトとなっている。

違反の理由では「賃金を時給に換算していなかった」事業所が45カ所で最多だったのに続き、「最低賃金を知っていたが賃金の改定をしなかった」が28カ所、「最低賃金額を知らなかった」が13カ所で、履行確保と共に改定周知が重要となっている。一方、事業所内での最低賃金の引き上げを支援する「業務改善助成金」の活用

や中小企業等への各種助成金の相談等の支援を行う「北海道働き方改革推進支援センター」の活用促進も図らなければならない。

■ 特定最賃審議も進む

特定最賃4業種(鉄鋼・電機・乳糖・船舶)の改定審議は9月中旬から進められているが、連合北海道最賃対策委員会は9月27日、関係する産別関係者とWEB会議を開催し、状況報告と情報共有を図った。地域最低賃金額を10%から15%上回る改定額と12月1日発効をめざして審議会対応を続けている。なお、鉄鋼は昨年より12円引き上げの979円、12月1日指定日発効で9月30日結審した。

10月4日、5日に最賃集中労働相談ホットラインを開設

連合北海道は10月4日、5日に最賃改定と履行確保に関する集中労働相談ホットラインを開設し、電話相談を受ける。連合北海道と各地協事務局で実施し、時間は10時から19時まで。電話番号は0120-154-052